

2001年3月21日

頂いたご意見

1. 憲章の文章について

十分、検討された結果とは思いますが、

(1) 第一条「解決に向けて、・・・平和利用に徹する」という文章のつながりは、むしろ「会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める」というのはどうでしょうか？「平和利用」は限定項目であり、行動は「解決に努める」のでは無いかと存じます。

頂いたご意見に対する委員会の見解

文章表現についてのご意見です。特に平和利用を強く表現したかったため、このような順序としたのですが、確かに文章のつながりから、ご指摘の方が良いので、採用させていただきます。

「会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める」

頂いたご意見

(2) 第二条「会員は職務遂行にあたって公衆の安全をすべてに優先させる。」

はどうでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解

ご提案の趣旨は、公衆の安全を優先させる手順の範囲を「職務遂行にあたって」とあらかじめ特定する所にあるのだと思います。しかし、記述の順序の問題として、公衆の安全を先ず考え、それが担保されている事を確かめてから、職務遂行をする、という趣旨です。そしておっしゃる意味は文の文脈・含蓄として今のままでも読み取れると考えますので、元のままと致しました。

頂いたご意見

(3) 第四条 気持ちは判るのですが、「能力を超えた業務」というものは論理的に不可能（倫理は論理的である必要があると考えられますので）ですので、「把握に努め、社会に重大な危害を及ぼすことがないことを誓う（もしくは注意する）」はどうでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解

言葉の上で理詰めにお考えになっていますが、実際に日常の会話では、「結果的にこれこれの行動は能力を超えていた」という言葉の使い方をしますし、この項は、「行動の結果、社会に重大な危害を及ぼさないように」との方が重要なキーワードですから、その意味が伝わっていればこれでよいとします。

頂いたご意見

(4) 第五条：「自らの有する情報の正しさを確認する」となると間違った情報を自分の保有にすることになりますので、「必ず正しい情報を保有することに心がけ」はどうでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解

これも第四条に対するご指摘に似て、用いる言葉自体に関する論理的なご指摘だと存じます。そこで、情報の正しさという事が社会でどのような役割を果たして欲しいかという、効果の方に言及する文脈を加えて、次のように改訂致しました。

「会員は、自らの有する情報の正しさを確認するよう心掛け、公開を旨とし説明責任を果たすよう、行動する。」

頂いたご意見

(5) 第七条：「会員は、被雇用者、代理人、あるいは受託者となる場合には本憲章との間の整合性のある契約に基づいて行動しなければならない」はいかがでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解

契約と本規約との整合性について述べた項ですから、次のように言い直して、簡潔にすることと致しました。

「会員は、本憲章の他の条項に抵触しないかぎり、専門の業務に関し契約のもとに誠実に行動する。」

頂いたご意見

2. 行動指針について

組織と個人の関係について

「組織人は組織の利益を優先させ個人としての責任を軽視する傾向がある。組織がはたすべき・・・」のところでありますが、組織の命令や組織との契約内容が本憲章と異なる場合についての行動指針がもっとも大切では無いかと存じます。たとえば、個人としての責任を軽視するとは限らないので、それより「組織人において組織の命令や雇用主との契約内容が本倫理規定と反する場合であって、会員が本倫理規定と反する行為を実施する場合には、組織からの脱離または会の脱退を選択しなければならない」としてはどうでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解

所属する組織との間で利害等の相反があるとき、その解決方法は組織をやめることだけではありません。会員はそれ以上の努力、すなわち2 - 4.などで安全性の確保のため組織を変革する努力までもすべきです。単純に二者選択を迫るのはかえって有害だと考えます。特に我々は今、先ずこの規定を会員によく咀嚼して、考えて頂きたいという導入段階なので、その段階で組織からの脱離、あるいは学会からの退会などの選択を迫るべきではないと存じます。

頂いたご意見

3. <原子力利用の基本方針>のところでありますが、「会員は、自らの尊厳と名誉に基づき」というところは「会員は、本倫理規定を遵守し」とするのはどうでしょうか？ また「人類の快適な生活の確保のためには、適正は経済成長と・・・」のくだりで、「人類の快適な生活の確保のために」「エネルギーの安定供給」は原子力学会の会員にとって納得できるかも知れませんが、「経済成長」を認めるかは異論があるのではないのでしょうか？もちろん、経済成長を正しいこととする意見が主流であるとは思いますが。

頂いたご意見に対する委員会の見解

「会員は、自らの尊厳と名誉に基づき」という表現を選んだのは、平和利用に徹するのは原子力基本法が禁止しているからという受身の理由によるものでなく、自らの意志によるものだということを明確に表したいためです。また倫理規定自身の中に「倫理規定の遵守」の必要を強調することについては不要と判断しました。

また、適正な経済成長については、成長という言葉は単なる量的な経済成長のみを謳うきらいがありますので、持続的発展という言葉とし、より包括的な最近の概念を含めました。

頂いたご意見

いろいろ勝手なことを申し上げましたが、ご検討いただければと存じます。なお、私個人は、本倫理規定に大賛成です。

頂いたご意見に対する委員会の見解

どうも有難うございました。われわれも、ご意見との練り合わせで、皆様のさまざまなご意見や意識に触れ、理解が深まるのを感じております。